

「ねんきん定期便」の見方ガイド

「ねんきん定期便」の、見方についてご案内します。

公立学校共済組合員の **A先生**
昭和41年9月生まれ **56歳**

の「ねんきん定期便」を見てください。



A先生のこれまでの年金加入履歴

20歳～22歳6か月 (31か月間)	→	国民年金にのみ加入 (大学生)
22歳7か月～24歳6か月 (24か月間)	→	一般厚生年金に加入 (民間企業(学習塾)勤務)
24歳7か月～56歳 (378か月間)	→	公務員厚生年金に加入 (正規教員)

基礎年金番号 1234567890	私学共済の加入者番号	※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。
----------------------	------------	-----------------------------

1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納月数を除く)				
1 31月	0月	31月	0月			
厚生年金保険(b)			厚生年金保険計	433月	0月	433月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)				
2 24月	3 378月	0月	402月			

①「第1号被保険者(未納期間を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
②(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。
この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額(1年間の受け取り見込額)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	65歳～
(1)国民年金				老齢基礎年金 795,000円 4
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	5 別支給の老齢厚生年金	6 老齢厚生年金
	一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)
	(経過的特種加算額 (共済年金))	(経過的特種加算額 (共済年金))	(経過的特種加算額 (共済年金))	(経過的特種加算額 (共済年金))
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)
(1)と(2)の合計	(経過的特種加算額 (共済年金))	(経過的特種加算額 (共済年金))	(経過的特種加算額 (共済年金))	(経過的特種加算額 (共済年金))
	円	円	円	円

- 加入期間について
- 国民年金にのみ加入していた期間です。
●第1号被保険者…国民年金は加入者を3種類に分けています。第1号被保険者とはそのうち、20歳～60歳未満の自営業者・農業者・学生・無職の方などです。
●第3号被保険者…国民年金加入者のうち、厚生年金・共済年金加入者(第2号被保険者)に扶養されている方です。
 - 民間企業などの従業員や非常勤教員で、一般厚生年金に加入していた期間です。
 - 公務員として、公務員厚生年金に加入していた期間です。

- 支給見込額について
- 老齢基礎年金(国民年金)の見込額です。(1)～(3)を基に算出しています。
 - 特別支給の老齢厚生年金の見込額です。
(2)や(3)および私学共済厚生年金加入期間および納付実績を基に算出しています。
●特別支給の老齢厚生年金…法改正により、厚生年金の受給開始年齢が60歳から65歳へと引き上げられたことに伴い「段階的に」受給開始年齢を65歳に合わせていくための特別な措置です。公務員の場合、昭和36年4月1日以前に生まれた方、(2)の一般厚生年金の加入期間がある女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれた方が対象となります。
 - 老齢厚生年金(厚生年金)の見込額です。
(2)や(3)および私学共済厚生年金加入期間および納付実績を基に算出しています。
●報酬比例部分・経過的特種加算部分・経過的特種加算額(共済年金)と書かれている欄は、公務員厚生年金期間の年金の内訳になります。「聞きなれない単語が多く、よく分からない…」と思われるかもしれませんが、これらをすべて合算した金額が、厚生年金の見込額になります。(ただし、経過的特種加算額(共済年金)は平成27年10月の年金一元化以前の期間の経過措置となりますので、厚生年金としてではなく退職共済年金として支給されます。)

ねんきん定期便についてよくある Q & A

- Q1 ねんきん定期便は、いつごろ届くのですか？ また、何が分かりますか？
- A1 ねんきん定期便は、毎年、誕生月の25日前後(1日生まれの方のみ、誕生月の前月の25日前後)に、組合員のご自宅に届きます。
ねんきん定期便をご覧くださいことで、ご自身のこれまでの公的年金への加入状況や、65歳を迎えられたときに受け取れる老齢年金の見込額が分かります。なお、通常は圧着はがきでの送付ですが、節目のご年齢(35歳・45歳・59歳)の組合員には、年金加入履歴や納付額等がより詳しく記載されたものが届きます。
- Q2 今年の年金定期便を受け取りましたが、一部の欄が「*」で表示されていました。なぜでしょうか？
- A2 数字が入る箇所が「*」で表示される場合には、いくつかの原因が考えられます。ねんきん定期便は、お手元に届く数か月前の情報を基に作成されておりますので、組合員の(加入する共済組合を移った)人事異動や再就職、住所変更等と、ねんきん定期便の発行のタイミングによっては、情報の反映に時間を要する場合があります。特に転勤や転職がある方など、公務員期間の年金加入期間や月別状況等に漏れや誤りがあると思われる場合は共済組合へお問合せいただき、ご自身の年金記録をご確認ください。

50歳未満の方に届く様式について

「ねんきん定期便」は、50歳未満の方と50歳以上の方で、様式が一部異なります。50歳未満の方には、20歳から現在までの年金保険加入実績に応じた、現時点での年金見込額と、これまでの保険料の納付額が掲載されています。
一方、50歳を超えた方には、現時点での働き方が60歳まで続くと仮定した「老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)」が掲載されます。(ご自身が65歳から受給できる実際の年金額により近い金額が掲載されています。)
今回は、50歳以上の方に届く様式を例にご説明しましたが、50代未満の皆さまもぜひこちらの記事を参考に「ねんきん定期便」をご覧ください。



ねんきん基礎知識
公務員となり厚生年金に加入した人は、国民年金保険料はどのように納めているのですか？

国民年金は、20歳～60歳の国民誰もが加入しています。
厚生年金は、公務員や会社員が勤め先で加入します。
つまり、公務員である皆さまは、国民年金にも厚生年金にも加入しています。※20歳未満の公務員の方を除く。
「あれ？公務員になってからは、国民年金保険料は、納めていないけど…」と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、毎月の給与から差し引かれる厚生年金保険料の中に、国民年金保険料も含まれているのです。
そのため、公務員となり、厚生年金に加入された皆さまは、将来は国民年金も厚生年金も両方受け取ることができます。

※短期組合員の「ねんきん定期便」については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

問合せ先 給付貸付課年金担当 ☎ 03-5320-6828